

インフルエンザの時の登園

◆登園基準について

	2017年度	2018年度
<p>児童がインフルエンザにかかった時</p>	<p>「発熱日を0日として、翌日から5日間かつ解熱後 3日を経過した後に登園可」と決められています。</p>	<p>変更ありません</p>
<p>同居者がインフルエンザにかかった時 (児童は未発症)</p>	<p>同居者の登園基準後に登園可です。</p> <p>なお、小学生以上の基準は「発熱日を0日として、翌日から5日間かつ解熱後 2日を経過した後」と決められています。</p>	<p>可能であればお休みいただきたいと思いますが、重度の発熱がある状態での乳児の育児等、困難な状況もあるかと思われます。家庭保育が出来るかどうかをご自身で判断お願いします。</p>
<p>同居者がインフルエンザにかかった時 (児童は発症済み)</p>		<p>登園可です。 ただし、同型であることを確認させてください。 確認は口頭で構いません。</p>
<p>本人ではなく、兄弟児の通う幼稚園や学校が学級閉鎖</p>	<p>学級閉鎖が解除された後に登園可です。</p>	<p>登園可です。</p>
<p>自身のクラスが学級閉鎖となった、なずなの児童</p>	<p>学級閉鎖が解除された後に登園可です。</p>	<p>学級閉鎖が解除された後に登園可です。</p>

◆その他

・園内のインフルエンザ対策

児童がお昼寝や室内遊びに使う、0～3歳児の各お部屋に加湿器を設置しています。

加湿器には除菌効果の高い次亜塩素酸水を使っています。

※次亜塩素酸水は、ハイターやミルトン等と同等以上の除菌効果を持ちながら、

食品の殺菌にも使える水です。直接飲んでも身体に害はない安全なものです。

(若干塩素の臭いがします。顔を近づけると、臭いで気分を害する可能性がありますのでご注意ください)

感染予防に最も効果的な方法は手洗いです。

園内でもこの時期は特に注意して行っています。